平成２６年（フ）第２３３１号
札幌市東区北39条東15丁目２番１―205号
債務者　金子　育代
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３２号
札幌市東区北39条東15丁目２番１―205号
債務者　金子紗緒梨
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７１号
札幌市西区発寒14条２丁目３番40号　セラディール発寒Ａ―101号
債務者　日高亜紀子（旧姓上杉）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９４号
札幌市手稲区富丘１条６丁目13番８号　メゾン・ド・ジュリアン205号
債務者　窪田　睦子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２号
札幌市東区北51条東５丁目２番１号　メープルハウス21―203号
債務者　竹内　将人
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７号
札幌市西区発寒５条４丁目２番25―501号
債務者　酒井美由起（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８号
札幌市西区琴似４条３丁目２番38号　パナハイツカトレア201号
債務者　小山　友彦
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２４号
北海道千歳市新富２丁目16番11号　コーポ北穂101号
債務者　樋口　洋章
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３０号
札幌市東区北９条東９丁目３番32号　吉田アパート
債務者　前　　静枝
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３３号
北海道江別市上江別419番地の18　サーム高砂弐番舘323号室
債務者　上野　輝明
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４０号
札幌市中央区大通西19丁目１番地328　ダイアパレス大通第２―704号
債務者　遠藤　隆史
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４４号
札幌市白石区北郷３条２丁目４番33号　アーバンハウスⅥ―201号
債務者　竹田　由奈（旧姓地濃）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７７号
現住所秘匿、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東３条７丁目８番19号　星川ハイツ101号
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８１号
札幌市東区北48条東17丁目３番22号　フルハウス栄町101号
債務者　品田　恵太
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８７号
札幌市南区澄川１条３丁目１番19号　プライムハウス澄川101号
債務者　嶋野　勇人
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９９号
札幌市西区発寒11条２丁目７番48―201号
債務者　片田　朱理（旧姓猪俣）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０９号
札幌市北区北23条西４丁目１番18―403号
債務者　川又　　竣
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部